

入札監理小委員会における審議結果報告 能力開発基本調査

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本事業は、厚生労働省が実施する能力開発に関する統計事業の委託業務である。平成 28 年度に事業選定されたものであり、市場化テストは 1 回目の案件であり、公共サービス改革法第 7 条第 3 項に基づく民間事業者からの意見募集を受けてなされたものである。なお、前回事業及び前々回事業においては 1 者応札（年度によっては最大で 2 者の応札があり、説明会参加者の最大は 6 者）であり、又、平成 19 年度から特定の事業者が継続して業務受託している。

2. 市場化テストの実施に際して厚生労働省が行った取組について

市場化テストの実施に際して、新規参入の促進や民間事業者の創意工夫発揮の促進のために以下の施策が採られている。

- ・調査規模の上限を含む予定される業務量把握のための情報開示の徹底（実施要項案 2 及び 3 頁）
- ・契約期間を 1 年間から 3 年間へ伸長（実施要項案 5 頁）
- ・民間事業者への権限の委譲（実施要項案 14,16 及び 18 頁）
- ・人員配置の柔軟性の確保（実施要項案 20 頁）
- ・共同事業者による参入の認可（実施要項案 31 頁）
- ・調査票の回収率向上という事業課題解決のため、オンライン回答促進や広報促進という厚生労働省と民間事業者との協働の取組み（実施要項案 96 頁）
- ・事業の課題解決のための配点割合の変更（実施要項案 133 及び 134 頁）

3. 実施要項案の審議結果について

【論点1】

調査票に関して目標回収率に達しなかった場合の委託費の減額は、新規参入者にとって参入に対するブレーキになるのではないか。

【対応1】

ディスインセンティブ条項を設けた場合、新規事業者が参入しにくくなるおそれもあることから、削除された（実施要項案 28 及び 29 頁）。

【論点2】

評価点について、調査票の回収率向上に関する配点割合の増加や、ワークライフバランスの加点項目と督促の加点項目の関係を考慮した配点のメリハリがあったほうが良い。

【対応2】

ワークライフバランスの配点を 15 点から 10 点に変更するとともに、回収率の向上に関わる配点を 125 点から 155 点に増加（「調査員の活動」を追加）した（実施要項案 133 及び 134 頁）。

【論点3】

共同事業体で参入する場合に、従たる参加者に A、B 及び C 等級を求めないなど、要件緩和ができないか。

【対応3】

競争参加資格(全省庁統一資格)において、構成員(従たる参加者)については、A、B、C の他に D 等級に格付けされているものでも可とした(実施要項案 31 頁)。

4. パブリック・コメントの対応について

平成 28 年 12 月 14 日から平成 29 年 1 月 6 日まで実施されたパブリック・コメントの募集において、11 件の意見が寄せられたが、軽微な文言の修正に関する意見のみ(意見を受けて修正済み)であり、実施要項案の内容修正を要する意見は寄せられなかった。